

第31回「名東区民まつり」 ブース出店

一般参加団体募集要項

1 趣旨

区民相互のふれあい・交流を図るとともに、区の個性・活力を広く発信する場として、名東区民まつりを実施しています。区民の名東区に対する愛着を高めるとともに、名東区民まつりを盛り上げる姿勢にご賛同いただき、ブース出店を希望される企業・団体(以下「団体等」という)を募集します。

2 第31回「名東区民まつり」の概要

(1) 日時

令和8年5月9日(土)午前10時～午後3時

(※)雨天決行(警報発令時等は中止)

(2) 場所

牧野ヶ池緑地 東側芝生広場

(3) 主催者

名東の日・区民まつり実行委員会

(事務局：名東区役所地域力推進課)

電話：778-3029 FAX：778-3027

✉：a7783021@meito.city.nagoya.lg.jp

(参考)第30回「名東区民まつり」(令和7年5月10日開催)参加者数
約13,000人

3 出店場所(予定)

会場内で主催者が指定する場所

ブースサイズ：幅5.4m×奥行3.6m

4 募集要件

主に名東区内で活動し、「1 趣旨」をご理解の上、「5 出店料」を納める意思のある団体等。

ただし、下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合は申し込みを受け付けません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する団体等

(2) 暴力団又は暴力団の構成員によるものであると認めるに足りる相当の理由のある団体等

(3) 調理を伴う飲食物を取り扱う出店を希望する場合で、名古屋市内の保健センターから「露店営業(屋外)」の許可を得ていない団体等

(4) その他主催者が適当でないと認める団体等

5 出店料

3万円

出店をキャンセルする場合、納付された出店料は返還されません。ただし、主催者が特に返還が必要と認める場合は、準備期間に発生した経費を除いた分の出店料を返還します。

6 募集数

5者程度

募集数を超える申し込みがあった際には抽選で決定します。

抽選結果について、問い合わせや異議を申し出ることはできません。

7 申し込み

本要項及び別紙1「ブース出店申込書」裏面の「誓約書」に記載された内容を遵守することを承諾した上で、お申し込みください。

(1) 申込方法

次のいずれかの方法で申し込みしてください。

ア ウェブサイト(<https://logoform.jp/f/3aAQd>)で申し込み

イ ブース出店申込書を事務局へFAX・持参

(2) 申込期限

令和7年11月27日(木)まで

(3) 注意事項

ア 家族等の同一生計者・同居人、同一団体による重複申し込みはできません。

イ 申し込み内容の変更や取り止め等があった場合、必ず事務局までご連絡ください。

8 申し込みに係る補足事項

(1) 出店内容について

飲食物を取り扱う場合、調理の有無を問わずブース出店申込書に取り扱う飲食物名を記載してください。

(2) 備品について

ア 主催者が用意する備品

調理を伴う飲食物を取り扱う出店者が用意しなければならない備品のうち、以下に記載するものは、主催者が用意します。

(ア) テントの側幕

(※)主催者が貸し出すテントを使用する場合に限る

(イ) 水栓コック付き手洗いタンク・バケツ

イ 主催者が希望する出店者に貸し出す備品

以下に記載する備品は、希望する出店者に貸し出します。申込時に希望する備品の数量をご記入ください。

(ア) テント … 1 張まで(サイズ：幅5.4m×奥行3.6m)

(イ) 長机 … 10本まで(サイズ：幅1.8m×奥行0.4m)

(ウ) パイプ椅子 … 15脚まで

(エ) 電源(発電機)類 … 1 セットまで

(※)備品調達予算や設営の都合上、数量を制限する場合があります。

ウ その他

(ア) 出店者がテントを持ち込む場合、「3 出店場所」に納まるものを用意してください。また、杭(ペグ)打ちはできませんので、その他の強風対策をしてください。

(イ) **火気や電源(発電機)を使用する場合、出店者で業務用消火器をご用意ください。** 1 ブースにつき業務用消火器 1 本が必要です(業務用消火器のサイズは問いません)。また、防火には十分注意してください。

(ウ) 暑さ対策で冷房機器等を持ち込む場合、砂やほこりが舞い上がらない方法で実施してください。

(3) 駐車場所について

ア 芝生広場内への車両の侵入は禁止です。

イ 会場に一般来場者用とは別に関係者用駐車場所(1 台分)を用意します。ブースの従事人数が多い場合でも、駐車場所の増台はありません。

ウ 上記の駐車場所とは別に荷下ろし・荷揚げ場所(最大 37 台分。午前 8 時～9 時・名東区民まつり終了後に限る)を用意します。利用を希望する出店者は申込時に希望する台数を必ずご記入ください。ただし、他の出店者と競合する場合は台数を制限することがあります。

エ 駐車場所及び荷下ろし・荷揚げ場所の利用は、普通乗用自動車(中型車両まで)をお願いします。バス等の大型車両は利用できません。

オ 具体的な位置、利用方法については後日ご案内します。

9 申し込み後の流れ

主催者において出店者を決定し、申し込みをした全ての団体等に 12 月初めに電話又は書面で通知します。

出店者は、出店決定通知に従って期日までに出店料をお振り込みください。振り込み確認後、「ブース出店詳細確認書」(出店内容の詳細・使用備品等の

最終確認)及び「食品取扱関係施設調査票」(飲食物を取り扱う出店者のみ)を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

10 出店者の責務

(1) 遵守事項

- ア 開始・終了時間、搬送時間・経路、駐車条件等について主催者が定める事項及び指示に従うこと。
- イ 飲食物を取り扱う場合、別紙2「出店ブースで飲食物を取り扱う際の注意事項」及び別紙3「簡単な調理により取り扱うことができる食品」に記載した事項に従うこと。
- ウ 販売品目その他について購入者とトラブルが発生した場合は、出店者において責任を持って解決にあたること。
- エ 出店者間で問題が生じた場合は、お互いを尊重、理解し、出店者同士で誠意を持って解決にあたること。

(2) 禁止事項

- 違反が発覚した場合(名東区民まつり開催後を含む)、名東区民まつりへの出店を認めない場合があります。
- ア 危険物、法令に違反するもの及び未成年者に対して有害と思われるものを販売すること。なお、年齢にかかわらず酒類の販売を禁止します。
 - イ 政治又は宗教に関連するものを展示又は販売すること。
 - ウ 募金箱を設置する等の寄付を募ること。ただし、出店者が当日の売り上げの一部を寄付すると表示することは可能です。
 - エ 保険契約や割賦販売契約等、諸般の契約行為。ただし、商品案内のチラシ等を配布することは可能です。
 - オ 会場内やその周辺で署名活動を行うこと。
 - カ 主催者に申請した内容と異なった物を販売、配布又は展示すること。
 - キ 指定された場所及び出店の権利を第三者に譲渡又は転貸すること。
 - ク 指定された場所以外で販売、配布又は展示等を行うこと。
 - ケ その他主催者が定める事項及び指示に違反する行為を行うこと。

(3) 管理・賠償責任

- ア 主催者は会場全体の管理・保全に努めますが、出店にかかる管理責任は出店者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失及び損害について主催者はその責任を負いません。
- イ 出店者は、出店に関して名東区民まつり会場の構造物を損壊した場合及び人身に対する損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。

11 出店決定の取り消し

主催者は出店者が次の項目に該当するときは、出店の決定を取り消します。

出店の取り消しに伴う出店者の損害について、主催者はその責任を負いません。また、納付された出店料は返還されません。

- (1) 指定された期日までに出店料の振込みが確認できない場合
- (2) 本要項又は主催者からの指示に従わない場合
- (3) 飲食物を取り扱う出店者で、必要な営業許可の確認ができない場合

12 本催事の開催中止

主催者は地震、洪水等の天災その他やむを得ない事由により、名東区民まつりを中止することがありますが、中止によって発生した出店者の損害については補償しません。

13 その他留意事項

- (1) 出店ブース内の飲食は禁止です。飲食は来場者同様に飲食テント内でお願いします。
- (2) ごみの回収・処理
 - ア 出店ブースには、必ず来場者用のごみ箱(袋)を設置し、来場者のごみ(飲食物等商品の空き容器等)を回収してください。
 - イ 飲食物を取り扱う出店ブースは、上記の来場者用とは別に調理等のごみを捨てるためのふた付きごみ箱の設置が必要です。(別紙2「出店ブースで飲食物を取り扱う際の注意事項」参照)
 - ウ 出店ブースで出たごみは全てお持ち帰りください。事務局では回収しません。また、雑排水含め会場内に捨てることはできません。
 - エ 名東区民まつり終了後は、清掃等を徹底し原状回復に努めてください。
- (3) 有料で物の販売等をする場合、区民まつりの趣旨を鑑み、良識ある価格設定してください。
- (4) 雨天や出店者の体調不良等の諸事情により出店を見合わせる場合は、必ず主催者(当日は会場本部)にご連絡ください。当日の会場本部の連絡先は別途ご案内します。
- (5) 出店時の様子を記録・広報用に写真撮影及びビデオ撮影することがあります。あらかじめご了承ください。

以上



第 31 回「名東区民まつり」ブース出店 申込書

[illegible]

＜問合先＞名東の日・区民まつり実行委員会（事務局：名東区役所 地域力推進課）

Eメール a7783021@meito.city.nagoya.lg.jp

FAX 778-3027 TEL 778-3026(出店担当)

誓 約 書

私は、令和8年5月9日（土）に開催される「名東区民まつり」に出店等（ブース出店、ステージ出演、子ども会みこし練り歩きへの参加をいう。）をするにあたり、当該団体の責任者として下記事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 当団体及び当団体の出店等にあたり従事する者は以下の各号に掲げる者に該当しないこと。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に該当する者
 - ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
 - ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
 - ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ⑥暴力団等と生計を同一にする関係にある者
 - ⑦愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
 - ⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 2 当団体及び当団体の出店等にあたり従事する者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ①暴力的要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
- 3 「名東区民まつり」の主催者（名東の日・区民まつり実行委員会）及び警察官の指示には積極的に従い、「名東区民まつり」の健全な運営に協力すること。
- 4 上記各事項に偽りがあった場合は、出店等の拒否又は撤去・中止等の措置を取られても、一切異議申し立てをしないこと。

以上



<名東保健センターより、必ず守っていただきたい事項のお知らせ> 出店ブースで飲食物を取り扱う際の注意事項



区民まつりにおいても、調理、提供した食品に対する責任は飲食店の場合と変わりません。不衛生な取扱いにより食中毒を起こした場合は区民まつりが中止となるなど、次年度以降の開催にも大きな影響を与えることになります。魅力的なメニューをおいしく楽しく作ることも大切ですが、それ以前に、調理、提供した食品には責任が伴うことを十分認識し、衛生管理を最優先としてください。以下の点に注意して食品衛生の自主管理に取り組み、安全な食品を提供しましょう。

簡単な調理による食品を取り扱う場合

【屋外（中庭など）の施設】

- ・テントを張り、側面や背面に横幕をつけてください。
幕がない部分は机などで区画してください。

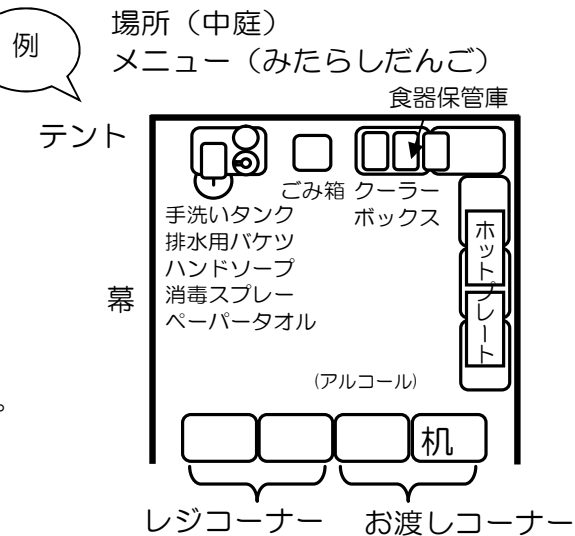
横幕を外したり、捲り上げたままにすることは禁止です。

守られない場合は、出店を中止していただきます。

- ・テントには手洗い設備（水栓コックのついた手洗いタンク（18L）・排水受け用バケツなど）を用意し、ハンドソープ、消毒用アルコールスプレー、ペーパータオルを設置してください。
- ・クーラーボックス（+保冷材）を設置してください。
- ・テント内にふた付きごみ箱を設置してください（簡単な調理に伴うごみ）。
- ・テント内に部外者は入れないで下さい。
- ・テント内で食事をしないでください。

【注意事項】

営利目的や危害の高い食品などを取扱う場合は、臨時の営業許可が必要です。事前に保健センターにご相談ください。



手洗いタンクの設置方法

水栓コックのついた手洗いタンクを設置し、調理前等に必ず流水で手洗いをしましょう。タンクに水道水を入れ、手洗いをしましょう（調理に使わないでください）。



18リットルの水栓コック付タンク（事務局で用意）

＊調理等に用いる水は、上水道等の飲用適のものを使用してください（牧野ヶ池緑地内の水道水は調理に使わないでください）。トイレの水道など、不衛生な場所で汲んできた水は使用しないでください。

台（出店者用意）にのせ、バケツ（事務局で用意）で排水を受ける

薬用石けん、消毒用アルコール、ペーパータオルを設置する（出店者で用意）

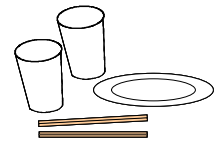


【食品について】※細かく規制がありますので、出店申込の際に事務局を通じてご確認ください。

1. 原材料の下処理は区民まつり当日に予め衛生的な施設で行い、現場では最終行為である加熱等の簡単な調理行為のみにしてください。（現場で切る・混ぜる等の下処理の作業は出来ません）
2. 飲食用に使用する氷（冷媒として使用する場合を除く）については、市販の氷を使用し、学校・家庭で作ったものは使用しないでください。
3. 冷蔵品の保管は、10度以下で保管してください。また、直射日光の当たる場所に放置しないでください（クーラーボックス+保冷剤を使う）。
4. 販売する食品は、表示（期限表示、アレルギー等）が適正であることを確認してください。
5. 製造した菓子など（加工食品）を容器包装に入れて販売する場合、食品表示法に基づく表示が必要です（アレルギーの表示、消費期限・賞味期限、保存方法等）。
6. 調理した食品中のアレルギーがわかるように、来場者から見える場所にアレルギーの表示をしてください。（用紙は事務局が用意します。）
7. 調理加工済み食品は、露出販売をしないでください。
8. 前日調理や自宅の調理品を使用することは絶対にやめてください。
9. 生ものや生クリーム・牛乳・ヤクルト等の乳製品・乳飲料については提供しないでください。

【調理器具、食器について】

1. 食器（皿、箸など）は原則、使い捨てのものを使用してください。
2. 調理器具、食器はふた付き容器などで衛生的に保管してください。
3. 破損や汚れのない衛生的な器具を使用し、定期的に洗浄、消毒を行ってください。（開始前、作業中など）



【従事者の衛生管理について】

1. ブースの責任者は調理従事者の健康状態の把握に努め、体調が悪い場合や手に傷がある場合は調理に従事させないでください。
2. 調理従事者はエプロン、帽子、マスク、ビニール手袋を着用してください。
3. 従事者は手洗いを十分に行ってください。（特に調理前、トイレ後など）



正しい手の洗い方

洗い残しの多い
ところは、念入り
に洗いましょう



7 手洗いタンクの流水で、石けんをしっかりと洗い流す。

8 きれいなタオルで水気を拭き取ったあと、消毒用アルコールをかけて手にすりこむ。

＜簡単な調理により取り扱うことができる食品＞
★模擬店で調理して出すメニューは、以下の中から
選んでください。

甘酒、アメリカンドッグ、イートポテト、いか焼、
潮汁、うどん（冷しうどんを除く）、お好み焼き、
おでん、おやき、貝汁、からあげ、関東煮、ぎょうざ、
串かつ、串焼き、五平餅、コロッケ、たこ焼、
さつまスティック、しゅうまい、しるこ、スノーボール、
清涼飲料水（ホット、アイス ※ノンアルコール飲料を除く）、
ぜんざい、雑煮、そば（ざるそば、冷やしそばを除く）、
チーズボール、チヂミ、中華そば（冷し中華を除く）、
でんがく、どて煮、豚汁、煮するめ、春巻き、広島焼き、
フライドポテト、フレンチドッグ（フランクフルト）、
ポテト、ホルモン焼、味噌汁、焼貝、焼魚、焼そば、
焼鳥、焼肉、焼餅、野菜炒め、野菜の素揚げ、リング焼、
あめ細工、あんまき、大判焼、果実飴、果実チョコ、
カステラ焼、カルメラ焼、しんこ細工、せんべい焼、
クレープ（チョコレート、あん類及びジャム類に限る）、
穀物膨張菓子（砂糖などで調味したもの。）、
たい焼、たません、チュロス、ドーナツ、べっこう飴、
みたらしだんご、ワッフル、わらび餅